

平成25年度

まちなか再生事業支援業務 企画提案募集要領

1 業務目的

多くの地方公共団体において、まちなか（商店街を含み、居住・業務・公共・商業など各種機能を有し、周囲に比べて高い密度で定住人口及び交流人口が集中している区域を指す）の急速な衰退に伴う都市機能の低下及び地域活力の減退、もしくは新たな開発に伴うまちなかの環境悪化などが、喫緊の課題となっている。

そうした課題に対し、まちなかの施設整備や環境改善、維持管理、まちづくり会社の設立、地域資源のプロモーション、交通問題の解決、まちづくりに要する資金調達などにより、まちなかの再生を図ることが求められている。

こうした状況を鑑み、（財）地域総合整備財団（以下「当財団」という。）では、まちなか再生に取り組む地方公共団体を支援するため、①まちなか再生支援事業（補助金）（以下「補助事業」という。）、②まちなか再生支援事業（専門家派遣）（以下「専門家派遣事業」という。）、③まちなか再生ポータルサイトの運営を行っている。

本業務は、当財団が①～③に挙げる事業を円滑かつ効果的に推進できるよう、総合的に支援するとともに、全国の地方公共団体に対し、まちなか再生支援事業による支援結果を広く周知することを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 業務名 平成25年度まちなか再生事業支援業務
- (2) 委託期間 契約締結の日の翌日から平成26年3月31日まで
- (3) 業務内容

次の①～④に対する総合的な支援を行うものとする。

① アドバイザリーボード^(※1)の開催支援

アドバイザリーボードの開催にあたって、以下の業務を実施する。

- ・会議に必要となる資料の作成
- ・会場の事前設営・撤収
- ・委員会型式で行う場合は、会議の議事要旨・議事録作成
- ・ワークショップ形式で行う場合は、ファシリテーター役のサポート・意見交換結果のとりまとめのサポート（ファシリテーター役及び結果のとりまとめについては、原則、プロデューサー等が対応することを想定）
- ・必要に応じ、補助対象市町村及びプロデューサー等に対する事後ヒアリングの実施

(※1) アドバイザリーボード

<現地会議等>

- 開催回数 年8回程度

（最終回は東京、補助対象市町村で各1回開催する予定）

- 出席者は、委員11名、当財団5名程度

- 補助対象市町村で開催する際は、ワークショップ形式（10名×3グループ程度）で意見交換を行う。ただし、地域の実情に応じて、委員会型式で実施する場合もある。

<実績報告会>

- 開催回数 年1回（東京での開催を予定）
- 出席者は、委員11名、補助対象市町村職員6名、プロデューサー6名、当財団5名程度（その他、まちなか再生支援事業に関わる地元関係者及び大学生等も参加を予定）
- 補助対象市町村が事業の実施結果を報告する。

② 専門家派遣事業の成果の整理

専門家派遣事業に関し、派遣対象となった市町村に関する資料や派遣終了後の成果の整理を行う。資料の提供は、原則として、財団が行うが、必要に応じて、現地調査を実施する。

③ 「平成25年度まちなか再生支援事業報告書」の作成

アドバイザーボードでの検討結果等を踏まえて、公表を前提とした「(仮称)平成25年度まちなか再生支援事業報告書」(以下「成果報告書」という。)を作成する。なお、②において整理した専門家派遣事業の成果についても、あわせて成果報告書に掲載するものとする。

④ SNS等を活用した情報発信ツールの運用支援

まちなか再生支援事業での取り組みを広く情報発信できるよう、facebook等のSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用した情報発信ツールの運用を支援する。本事業に関わる新着情報等の書き込みを代行する他、対象市町村でまちなか再生事業に関わるメンバーに活用を促すとともに、メンバーから書き込まれた内容の管理などを行う。

(4) 成果品

- ① 成果報告書(140ページ程度、両面一部カラー)100部
- ② ①の電子データ(CD又はDVD)1枚

【留意事項】

- ①「アドバイザーボード」の現地開催にあたっては、現地での事前調整を補助対象市町村につき各1回程度行うこととする。
- ②「補助事業」の対象は6市町村程度、「専門家派遣事業」の対象は5市町村程度を予定している。
- ③「アドバイザーボード」の委員謝金・旅費は当財団が支払う。
- ④「アドバイザーボード」の現地開催の会場は補助対象市町村の施設を利用する。
また、必要な備品等にかかる経費は当財団で支払う。
- ⑤「実績報告会」の会場・備品にかかる経費は当財団が支払う。

3 提案限度価格

6,500,000円(税込)

4 応募資格

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県いずれかに事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の

- 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁(国の全ての機関)から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社(法人)の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5 応募方法等

(1) 応募期間

平成 25 年 3 月 15 日(金)～平成 25 年 4 月 8 日(月)17 時 00 分必着

(2) 提出書類

次の書類を各 1 部提出してください。

- ①業務実績一覧(様式自由)
- ②担当者経験一覧
- ③会社概要(会社パンフレット代用可)
- ④企画提案書(別紙様式 1)
- ⑤見積書(様式自由)

※ただし、人件費については業務内容ごとの工数内訳についても記載すること

(3) 応募方法

持参又は郵送にて提出すること。(電子メール、ファックスは不可)

(4) 提出場所

(財)地域総合整備財団 開発振興部開発振興課(担当;今村、櫻田)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-6 TEL03-3263-5758

(5) 質問受付

①受付期間

平成 25 年 3 月 15 日(金)～平成 25 年 3 月 22 日(金)

②提出方法

質問は別紙様式 2「質問書」に記載し、メールにて提出すること。

※メールアドレス kazuko.sakurada@furusato-zaidan.or.jp

③質問への回答

質問への回答は、当財団ホームページ(<http://www.furusato-zaidan.or.jp/news/>)で公開する。

6 選考手続

(1) 選考

当財団 開発振興部で選考を行います。

(2) 選考基準

以下の基準により、審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定します。(カッコ内は得点の配分)

① 企画提案内容が本事業の目的に合致していること。(計 50 点)

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

- ・大学連携型まちなか再生事業の目的及び効果を適切に把握しており、地域及び大学にとってより効果的な手法が具体的に提示されている。(18 点)
- ・アドバイザーボードの位置づけ及び役割を適切に把握しており、円滑にかつまちなか再生の方向性に反映させる手法が具体的に提示されている。(17 点)

- ・事業の成果等を効果的に情報発信するための手法が、的確かつ具体的に提示されている。(10点)
 - ・作業内容とスケジュールが適切である。(5点)
- ② 本事業の実施に十分な能力及び体制を有すること。(計25点)
- 過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか。また、当財団開発振興部との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。
- ・担当者がまちなか再生に関する十分な専門性を有している。(5点)
 - ・担当者が類似事業に関する十分な実績を有している。(10点)
 - ・業務を確実、円滑に実施するための体制を有している。(10点)
- ③ 事業の成果等を効果的に情報発信するための提案見積価格が適正であること。(20点)

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点(20点)とし、2位以下の者の得点は1位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第1位までを求める。

$$\text{見積価格の得点} = 20 \text{ 点} \times (\text{提案者のうち最低価格} / \text{当該者の見積価格})$$

- ④ その他特に優れた点があること。(5点)
- その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。
- (3) 選考結果の公表
- ① 時期
平成25年4月下旬(予定)
 - ② 方法
応募者全員に文書通知する。

7 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 大学連携によるまちなか再生の進め方についての提案
- (2) アドバイザリーボードを円滑に進めるための提案
- (3) 事業の成果等を効果的に情報発信するための提案
- (4) 作業スケジュール
- (5) 業務推進体制
- (6) その他

8 企画提案に係るその他事項

- (1) 企画提案に要する費用の負担
応募者負担とします。
- (2) 応募書類の返却の可否
返却しません。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管してください。
- (3) 成果品の帰属
(財)地域総合整備財団